

横浜市聴聞規則 新旧対照表

現行	改正後
<p>(聴聞期日の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は手続条例第15条第1項の規定による聴聞の通知を受けた当事者（<u>法第15条第3項後段又は手続条例第15条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）は、当該通知により指定された聴聞の期日に出頭できないことについてやむを得ない理由がある場合は、市長等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p>	<p>(聴聞期日の変更)</p> <p>第3条 法第15条第1項又は手続条例第15条第1項の規定による聴聞の通知を受けた当事者（<u>法第15条第4項後段又は手続条例第15条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。）は、当該通知により指定された聴聞の期日に出頭できないことについてやむを得ない理由がある場合は、市長等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>(第2項及び第3項省略)</p>